

事 務 連 絡
令和6年(2024年)2月19日

(一社) 北海道農業建設協会事務局長 様

農政部農村振興局事業調整課
課長補佐(設計積算)
課長補佐(技術指導)

農業農村整備事業における働き方改革に対応した取組について(通知)

建設業においては、従来から長時間労働と担い手確保が大きな問題となっています。建設工事は多くの労働集約的な作業を伴い、かつ現場条件や天候、関係者との調整等、様々なリスク要因が工程に影響を与えています。結果として業務の効率化が進みにくく、長時間労働が常態化し、それが新規入職者の減少や離職者の増加に繋がっていくという悪循環に陥っています。

そのような状況において、4月より時間外労働の罰則付き上限規制が適用され、時間外労働の上限は原則として月45時間かつ年360時間になることから、農業農村整備事業の計画的な実施に支障となる恐れがあります。

このため、建設業者に対し、働き方改革に関するアンケートや現場技術者との意見交換を開催し、働き方改革の実現に向けて寄せられた意見などを踏まえ、工事発注前・後など各段階の取組を定め、または検討を進めることとし、各(総合)振興局あて通知しましたのでお知らせします。

記

- 配布資料 農業農村整備事業における働き方改革への取組(概要版)
農業農村整備事業における働き方改革への取組方針・内容

(連絡先 設計積算係 内線 27-188)
(技術指導係 内線 27-181)